

住民監査請求の却下決定に対する抗議声明

本日、愛知県監査委員は、沖縄県への違法な愛知県警職員の派遣に対する公金支出に対し、損害賠償請求を行うことなどを求めた住民監査請求を却下した。

しかし、本日の監査請求決定は、沖縄県の住民を違法に弾圧する任務に愛知県民の税金が使われたくないという多くの請求人たる愛知県民の意思を形式的理由により退けたものであり、本来の住民監査請求のあり方として極めて疑問がある。

第一に、本件で求めていることは給与支払い行為等の公金支出が違法であるという理由で損害賠償請求訴訟等を求めているのであるから、これが住民監査請求の対象たる財務会計上の行為であることは疑いがない。最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁の津地鎮祭訴訟において、最高裁は、市体育館の起工式が市の主催により、市職員が進行係となって、体育館の建設現場において神式に則り挙行され、その挙式費用を支出したことについて、実体的判断を行っている。本日の却下決定が挙げる仙台地判昭和62年9月30日行集38巻11号1631頁は、県が国鉄職員のみを対象として職員採用試験を実施したことにつき、住民訴訟の対象となるのは、財務会計法規に直接違反する行為の他、地方公共団体の長等がその事務の適正な執行・運営を起立するための法規に違反する行為をし、右行為が後行する行為と「事実上直接的な関係」に立つ場合を含むとした上で、「採用試験の実施」は、国鉄職員の県職員への任用という非財務会計上の行為であり、採用試験実施に要する費用を支出するために別に支出決定が必要であると判示した事案である。むしろ、本件決定が判断しているのは、先行行為の違法性を後行の支出行為が承継するかという実体判断の問題であり、門前払いである却下決定という要件論にすべきではない。

非財務関係上の行為である先行行為の違法を事由に後行行為の違法の主張を一切許さないという見解は最近ではみられず、後行行為に関わる財務会計法規だけ違法事由として認める立場に立てば、その行政法規が財務会計上の法規違反でない限り、行政法規違反のムダ使いを住民訴訟で問い得ないことになり、結果的に法令上違法な公金支出が適法なることもあり得る。どのような場合に先行行為の違法性を後行行為が承継するかという問題であり、それを検討するには、先行行為の違法の重大性が問題となる。つまり、実体的な違法判断を行うことなしに、要件論で却下することなどできないのである。

本件却下決定は、住民監査請求を認めた地方自治法第242条1項の趣旨に反し、不当である。

愛知県警察職員の本務は愛知県民の生命、身体財産の安全を守ることであり、愛知県警察職員の5ヶ月以上の長期にわたる沖縄東村高江ヘリパット建設工事への派遣は、上記本務に反し、派遣先でおこなった権利の濫用にわたる諸行為は警察法2条に反するものである。

私たち請求人一同は、本日の住民監査請求を却下した愛知県監査委員らによる決定に抗議をし、今後も違法な行為を許さない行動を追求するものである。

2017（平成29）年6月27日

住民監査請求請求人代表及び弁護団

弁護士 大脇雅子、中谷雄二、岩月浩二

請求人代表 山本みはぎ、岩中美保子、服部邦子